令和４年度お盆期間における発熱患者等診療・検査協力金に係る交付基準

（趣旨）

府は、お盆期間において、発熱患者等の診療・検査体制を確保し、検査件数を正確に把握するため、診療・検査医療機関が行う新型コロナウイルス感染症の検査や報告に対する謝金として、令和４年度お盆発熱患者等診療・検査協力金（以下「協力金」という。）を交付する。

（交付対象者）

診療・検査医療機関として府の指定を受けた医療機関のうち、検査実施人数を管轄保健所等に報告していることを条件とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第　２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者

②　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

③　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

（交付額）

令和４年８月14日、８月15日に実施した新型コロナウイルス感染症の保険適用による検査人数に応じて、1人あたり20,000円を交付する。ただし、１日あたり200,000円を限度とする。

なお、既に陽性と診断された者に対する陰性を確認するための検査は含まない。

（申請）

協力金の交付を希望する医療機関は、知事に対し、申請書（様式第１号）及び府の指定する書類をその定める期日までに提出しなければならない。

（書類審査及び支払）

　知事は、交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により内容を審査し、交付すべきと認めたときは、速やかに協力金の交付を行う。

（実地検査等）

知事は、協力金の適正な執行を図るため、必要に応じて医療機関に対して、報告又は関係書類の提出を求め、又はその職員に当該医療機関の事務所、施設等に立ち入り、帳簿、書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（返還）

知事は、実地検査等の結果、協力金の減額をすべきと認めたときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

　　①当該協力金に係る証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。

　②この基準に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別途定める。